

概要版

第2次 五條市人権施策に関する基本計画



五條市

2024年3月

1 基本的な考え方

1 第2次五條市人権施策に関する基本計画策定の背景

国際的な動向

- 世界人権宣言採択
- 人種差別撤廃条約採択
- 「人権教育のための世界計画」採択
- SDGs 採択 など

国内の動向

- 日本国憲法制定
- 人権擁護施策推進法施行
- 人権教育・啓発推進法施行
- SDGs 推進本部設置 など

奈良県の動向

- 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進
本部連絡協議会発足
- 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重
に関する条例施行
- 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例
施行 など

五條市の取組

- 五條市人権擁護に関する条例施行
- 五條市人権施策に関する基本計画策定
- 五條市人権が尊重されるまちづくり条例
施行 など

2 五條市の現状（令和2年度実績値）

*1 国勢調査、*2 五條市調査による

- ・人口は減少傾向にあり、65歳以上人口が約4割を占めるなど少子高齢化が進む *1
- ・外国人の人口は15年間で約2倍に増加、市全体の約1%を占める *1
- ・要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあるが、高齢者数の増加に比して割合は低い *2
- ・身体障害者手帳所有者は減少、療育・精神障害者手帳所有者は増加傾向 *2
- ・女性の就業率はすべての年代で増加、50代まで7割以上で安定して推移 *1

3 基本計画策定の趣旨

五條市では、2009（平成21）年に策定した五條市人権施策に関する基本計画に基づき、あらゆる差別をなくし人権を確立するための取組を進めてきた一方で、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人の人権や同和問題等、多くの人権問題がまだ存在し、加えて性的マイノリティに対する差別や偏見、インターネット等を悪用した人権侵害等、新たな人権問題も発生しています。

これまでの取組の成果を踏まえつつ、このように複雑化・多様化する人権問題や、社会情勢の変化、五條市の現状に対応するため、新たに「第2次五條市人権施策に関する基本計画」を策定するものです。

4 基本理念

人権とは、全ての人が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かせない権利であって、全ての人に平等でなければなりません。

この基本計画は、全ての市民が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け行動し、多様な価値観と生き方を認め合い、互いに尊重し合える「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を基本理念としています。

基本理念の実現を目指す取組においては、次の4つの視点に配慮することが大切です。

1 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取組

2 一人ひとりの「ちがい」を認め合い、学び合う人間関係づくりの取組

3 一人ひとりが存在価値を実感できる取組

4 一人ひとりの生活の質を高める取組

5 基本計画の位置づけ

- ◎ この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市の人権施策を総合的・計画的に推進するためのもので、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。
- ◎ この計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

6 基本計画の期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2034年度までの10年間とします。

※社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 奈良県における人権の現状について

1 奈良県における人権の現状について

奈良県における人権の現状について、人権に関する県民意識調査（平成30年奈良県人権施策課実施）報告書を中心とりまとめました。

3 様々な人権問題に共通する施策の推進

1 人権教育の推進

全ての人が自他の人権を尊重しようとする主体的な行動力を育み、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うため、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動を展開して様々な人権課題などについて学ぶ機会を提供するとともに、地域における社会教育活動を人権尊重の視点に立って推進する必要があります。

今後の方向性

- 地域・家庭・学校等における人権教育の推進
- 市職員・教職員に対する人権教育の推進



2 人権啓発の推進

市民の人権意識が定着するためには、人権教育とともに人権啓発の推進が必要です。このため、市民のニーズを的確に把握し、あらゆる機会を通じて市民にとって理解しやすい啓発を目指します。

今後の方向性

- 市民に対する啓発の推進
- 企業に対する啓発の推進
- 特定の職業に従事する人に対する研修の充実 等

2 相談支援体制の充実

市では、関係団体とともにさまざまな相談に応じていますが、ほとんどの人が人権侵害についての相談に公的機関を利用ていません。このため、相談窓口の周知徹底、関係機関相互の連携強化、相談員の資質向上が不可欠です。

今後の方向性

- 相談体制の充実
- 相談機関・窓口の連携強化
- 救済・支援体制の充実 等



4分野別施策の推進

1 同和問題

「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「五條市人権が尊重されるまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消を目指します。

- 同和問題解消に向けた教育の推進
- 地域における学習機会の充実
- 啓発活動の推進
- 差別事象の再発防止
- 人権総合センター及び住民センター活動の活性化
- 働く場における差別防止・解消に向けた取組 など



2 女性の人権

関係法令及び五條市男女共同参画計画に基づき、男女がともにそれぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、女性に対するあらゆる暴力が根絶されるよう努めます。

- 女性の人権尊重意識の普及・啓発
- 男女共同参画意識の啓発
- 政策形成・意思形成の場への女性の参画推進
- 女性の労働環境の整備及び活躍促進
- 女性の身体的特徴の尊重 など

3 子どもの人権

子どもの人権に関する国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、社会全体で相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組みます。

- 子どもの権利の尊重
- 子どもの人権に配慮した教育・保育の推進
- いじめ・不登校への対策の充実
- 児童虐待の早期発見・防止
- 子育て支援の充実
- 子どもをトラブルから守るための取組 など

4 障がいのある人の人権

障がいのある人が住みたい場所で安心して生活ができるよう、障がいのある人に寄り添った生活全般にわたる支援や、ライフステージを通した切れ目がない支援、社会参加の促進など自己実現のための支援を基本的な考え方として、社会・文化・その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた諸施策を推進します。

- 障がいのある人の人権についての啓発
- 障がいに対する理解の促進
- 福祉のまちづくりにむけた環境整備の推進
- 障がいのある人の雇用の促進・支援
- 障がいのある子どもの人権に配慮した子育て支援の充実
- 障がいのある人の権利擁護の推進 など

5 高齢者の人権

高齢者が住み慣れた家庭や地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加できるよう、高齢者が尊重され、豊かに生活ができる社会づくりに向けた取組を進めます。

- 高齢者的人権についての啓発
- 高齢者の自立と社会参加の支援
- 介護の予防の促進
- 高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者虐待防止の取組
- 包括支援センターの周知と連携強化など

6 外国人の人権

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、国籍に関わらず、人として互いに尊敬しあい、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

- 生活基盤の整備
- 多文化理解の推進
- 外国人に対する情報提供の充実
- 相談支援体制の充実



7 性的マイノリティの人権

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

- 学校教育における理解の促進
- 性の多様性に関する啓発の推進
- 性的マイノリティが安心して暮らせる環境づくり
- 相談支援体制の整備

8 インターネット上の人権

インターネットの利用においては、他者の人権への配慮に心がけることや、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等についての啓発に努めます。

- インターネット上の人権問題についての啓発
- 人権侵害に対する適切な対応の実施
- インターネット上の人権についての教育の充実
- 教職員・行政職員等の研修の充実

9 その他の人権問題

【HIV感染者、ハンセン病患者等の人権】
【犯罪被害者やその家族の人権】
【拉致被害者等の人権】
【刑を終えて出所した人の人権】
【アイヌの人々の人権】



- 各種人権問題に関する啓発
- 学習機会の充実

5人権施策の推進体制

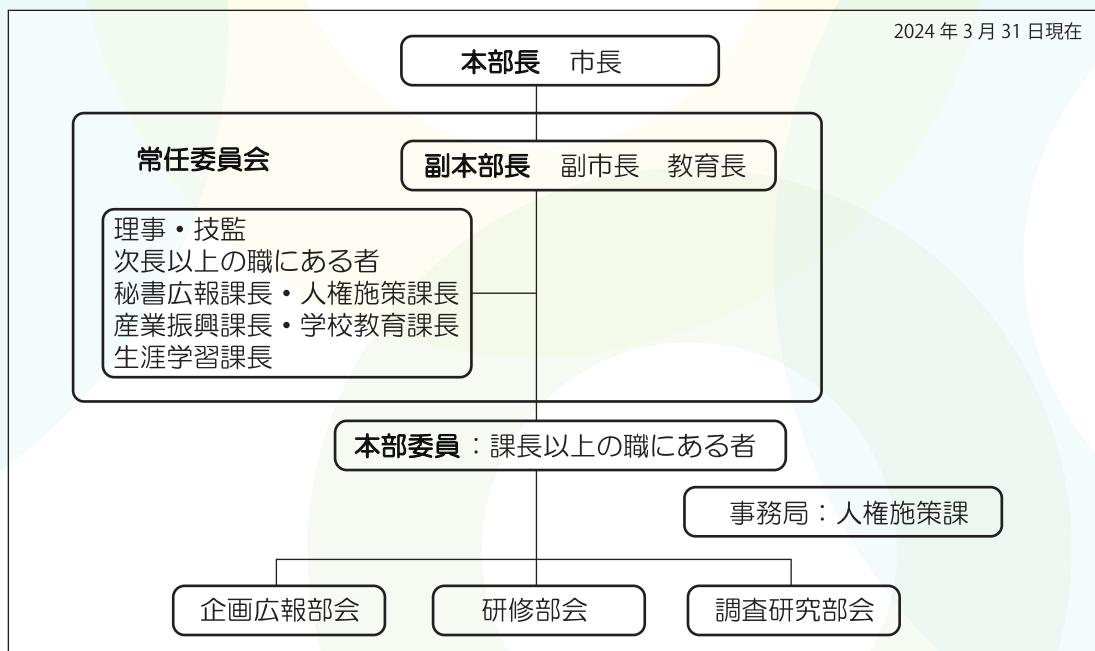
1 推進体制

(1) 全庁的な推進

行政のすべての分野で、差別及び人権を侵害する行為の防止と、市民等の人権擁護と人権意識の高揚に努めることは市の責務であり、市が行う業務はすべてが人権に関わりを持っていることから、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を全庁的に推進していくことが重要です。

本市では、全庁的な組織として「五條市人権啓発推進本部」を設置しています。推進本部では、あらゆる人権問題の早期解決を図るため、各部局が緊密な連携を図りながら、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでいます。

五條市人権啓発推進本部組織図



※機構改革等により組織が変更になることがあります

(2) 国、県、市町村及び関係機関等との連携

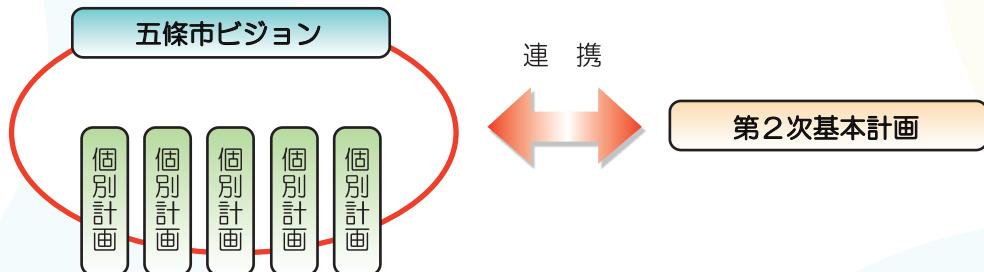
人権教育・啓発を効果的に推進していくため、国・県・市町村等の行政機関及び関係機関等と、人権教育や啓発に必要な情報を共有しながら、それぞれの立場や役割に応じた施策の推進に努めます。

(3) 市民・企業・ボランティア団体等との連携

市民や企業、ボランティア団体などの自主的、主体的な活動が各方面で芽生え、発展し、定着していくよう、あらゆる機会を通じて情報の提供など必要な支援を行い、協働して人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

(4) 個別計画との連携

本計画の実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。



1 進捗管理

本計画で掲げた取組については、定期的にそれぞれの主管課が進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等を行うことにより、本計画の円滑な進捗に努めます。

また、取組の効果を検証するとともに五條市人権施策協議会の意見等を踏まえ、今後の人権施策や各種事業に反映していきます

五條市人権施策に関する基本計画の体系

基本理念 豊かな人権文化に満ちた共生社会の実現

全ての人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け行動し、多様な価値観と生き方を認め合い、互いに尊重しあえる合える社会の実現を目指す

共通する施策の推進

- 人権教育の推進
- 人権啓発の推進
- 相談支援体制の充実

分野別の人権施策の推進

- 同和問題、女性・子ども・障がいのある人・高齢者・外国人・性的マイノリティの人権問題、インターネット上の人権問題 など

推進体制

- 全庁的な推進
- 個別計画との連携
- 国、県、市町村及び関係機関等との連携
- 市民・企業・ボランティア団体等との連携



五條市すこやか市民部人権施策課

〒637-0042

奈良県五條市五條4丁目1番3号

五條市人権総合センター内

TEL: 0747-25-1137 FAX: 0747-24-4003

E-mail: jinkensisakuka@city.gojo.lg.jp